

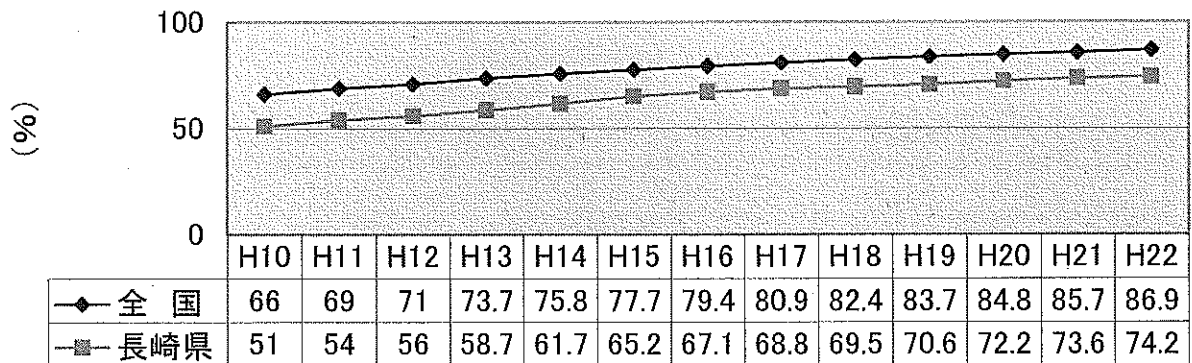
37 水環境対策の推進について

【国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省】

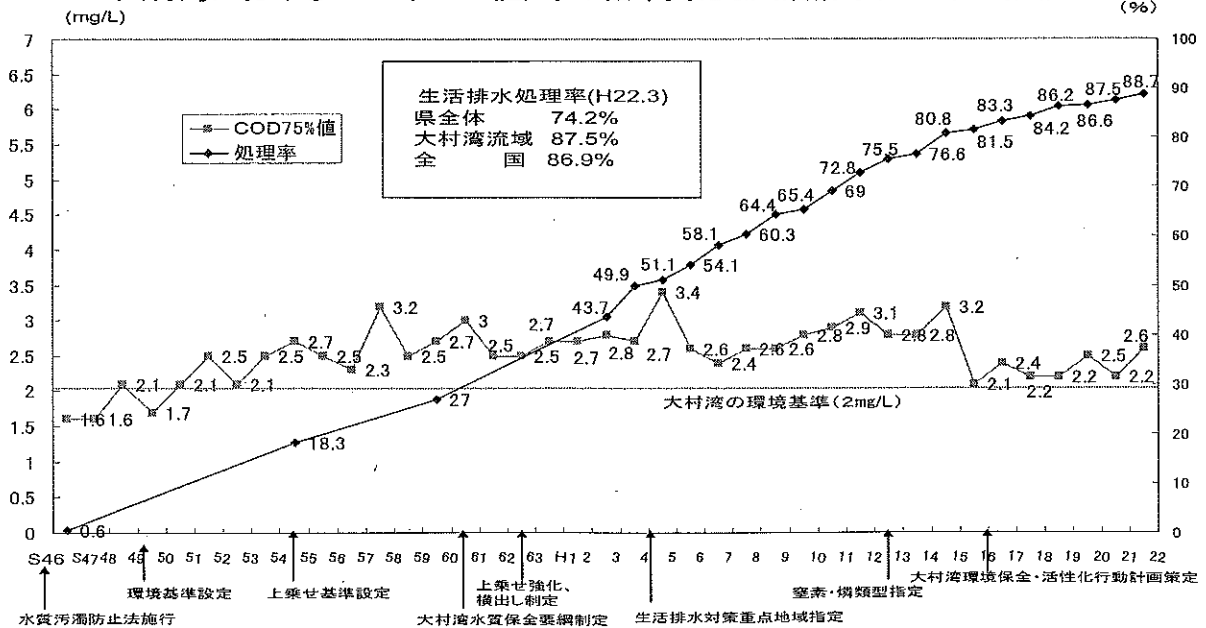
【提案・要望の具体的内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした污水处理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の交付率の嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の環境保全と水産資源の回復を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源確保

長崎県污水处理人口普及率(%) ※H22は岩手県、宮城県及び福島県を除く



大村湾におけるCOD(75%値)等の経年変化と生活排水処理率の推移



【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）。

○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（1/3→1/2）や畜産農家へのふん尿処理施設導入への財政支援を強く望みます。

【2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進について】

○整備促進のための財源確保とは

平成22年度末現在の本県の汚水処理人口普及率（74.2%）は、全国平均（86.9%）に比べ大変低く、全国順位は32位です。生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算が一括交付金化で縮減されており、市町が要望する各種事業の財源を満額確保していただくことを望みます。

○離島地域の交付率の嵩上げとは

平成22年度末現在の離島地域の汚水処理人口普及率は30.8%と、本土地域の78.9%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島市町において汚水処理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名		交付率	
		現在	要望
下水道	管渠	1/2	5.5/10
	処理場	1/2、5.5/10	5.5/10、6/10

【3 大村湾の水質保全について】

○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、厳しい排水基準を設定するとともに、県平均を大きく上回る汚水処理施設の整備等を進めているところですが、極めて閉鎖性が強いこともあって水環境の改善が進まず、水産資源の減少等も招いているのが実状です。かつて、瀬戸内海が瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されることで浄化対策が進んだように、水質及び底質の改善等環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる大村湾を対象とした「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

○十分な財源確保とは

大村湾の環境保全対策を進めると共に、水産資源の回復等を図るため、沿岸の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業及び底質改善や貧酸素水塊の抑制軽減等の各種対策事業について、十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

38 光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント）の原因究明及び対策強化について

【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

1. 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明
2. 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施

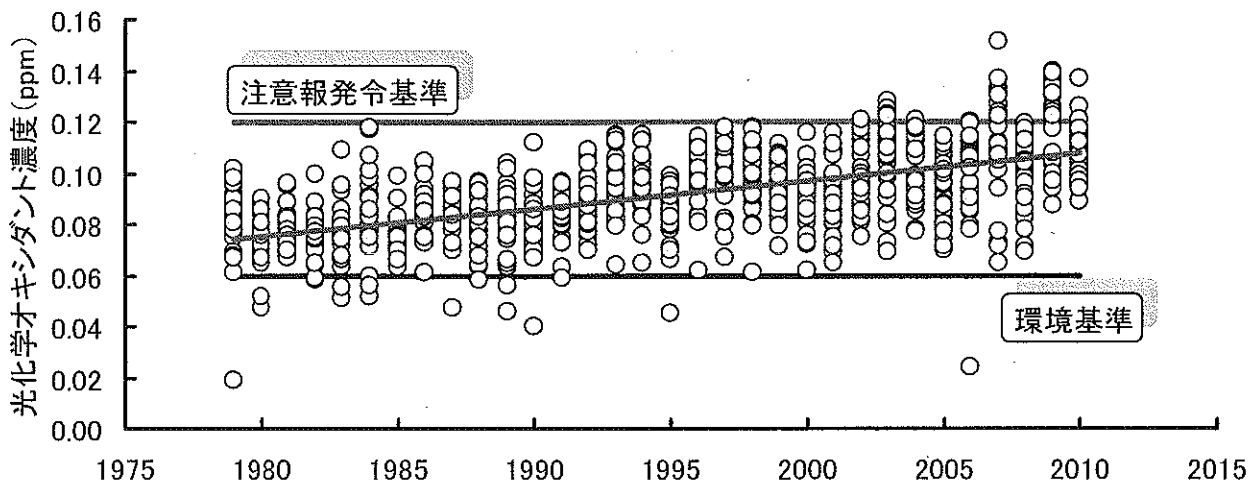


図-1 県内観測地点におけるオキシダントの年間最高値の経年変化
 ・観測以来、徐々に上昇し、近年は注意報発令基準超過がみられるようになった。

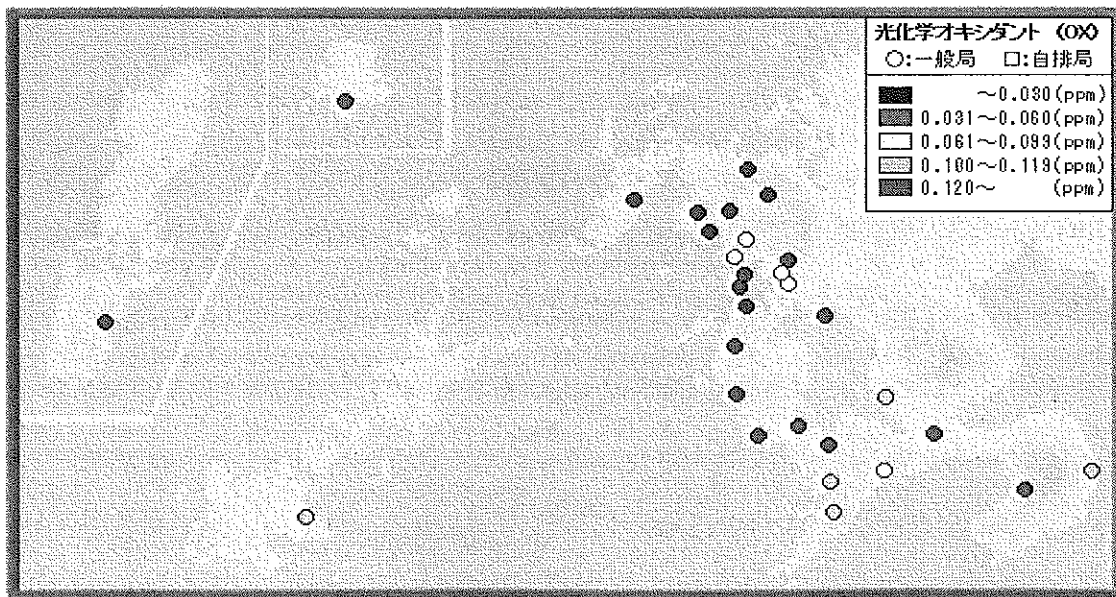


図-2 オキシダント注意報発令時の状況(2009 5月8日)

- ・発令市町数: 10市8町 最高濃度: 0.14ppm
- ・翌日も4市4町で連続発令

【1 この要望の背景・必要性について】

近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント：構成物質のほとんどは酸化力の強いオゾン）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。

本現象については、上空オゾン層から地上へオゾンが降下することによる影響と併せて、気象条件によっては、大陸から移流してくる汚染物質がその要因の1つと指摘されており、このため、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。特に本県は大陸と最も近く、その影響を最も受けやすいことから、オキシダント対策は喫緊の課題となっています。

本県のオキシダント濃度は図-1に示すとおり徐々に上昇し、近年の注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。

- ・平成18年度（2006） 5月30日
- ・平成19年度（2007） 4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年度（2009） 5月8日、5月9日
（図-2のとおりほぼ全県的に高濃度、史上初の連日の注意報発令）
- ・平成22年度（2010） 5月8日
- ・平成23年度（2011） 5月16日

【2 この要望における課題・問題点について】

・本県の離島部をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域や一般に濃度が下がるといわれる夜間に、高濃度の光化学オキシダントが観測されています。

・これらの発生原因は、上空のオゾン層からのオゾンの降下や大陸からの移流による影響も示唆されていることから、本県のみでの対応では限界があり、国際的な対応を視野に入れた対策が必要と考えます。

【3 本県の望むことについて】

・既に大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制については国により、五島、対馬にオゾン計が整備されていますが、更に、発生メカニズムの解明などに貢献する測定体制・測定項目の整備や早急な汚染原因の究明を望みます。

・大陸からの移流による越境汚染も考えられることから、現在取り組まれている日中韓三国環境大臣会合の合意に基づく研究協力などを推進され、更なる国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施を望みます。

【4 要望が採択されることによって、可能となることについて】

・測定体制の強化により、よりの確で迅速な対応（注意報発令、健康被害の防止等）が図れます。

・発生原因が究明され、効果的なオキシダント削減対策が実施されることにより、県民の光化学オキシダントによる健康等への影響が減少します。